様式第1号（第５条関係）

　　　　年　　　月　　　日

中島地域づくり協議会長

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

七尾市コミュニティセンター利用許可申請書

　七尾市コミュニティセンター条例及び同条例施行規則により、下記のとおり七尾市中島地区コミュニティセンター西岸分館を利用したく申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用日時 | 年　　　月　　　日（　　　曜日）　　　時　　　分から　　　年　　　月　　　日（　　　曜日）　　　時　　　分まで |
| 利用目的 | 行事等の名称・内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□営利宣伝　　□非営利 |
| 利用人数 | 　　　　　　　　人 |
| 利用場所 | 集会室A　　　集会室B　　　和室　　　調理室　　　体育館その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 冷暖房設備 | □使用 |
| 入場料 | □無料　　□有料（　　　　　　円） |
| 附属設備 |  |
| 区分 | □無料□減免　施行規則第9条第1項第　　　号　　　　　該当※市共催・後援の場合は承認書の写しを添付 |

（注）以下の欄は、記入しないでください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用料 | センター使用料 | 冷暖房設備 | 附属設備 | 小計 |
| 円 | 円 | 円 | ① 　　　　円 |
| 減免額 | ② 　　　　円 |
| 合　計　　①－②（10円未満切り捨て） | 　　　　円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 分館長 | 担当 |
|  |  |

コミュニティセンター利用料金

一般住民利用の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用場所名 | 使用料 | 冷暖房使用料 |
| 集会室A | ８００円　　　 | ４００円　　　 |
| 集会室B | ３００円　　　 | １５０円　　　 |
| 和室 | ３００円　　　 | １５０円　　　 |
| 調理室 | ３００円　　　 | １５０円　　　 |
| 体育館 | １,３００円　　　 | 　　　　　－　　　　　 |

【注意】

1. 使用料等は、1時間当たりの単価です。
2. 利用時間は、1時間(1時間未満は1時間)以上とし、1時間を超える場合の単位は、30分(30分未満は30分)です。
3. 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、使用料に次の

割合を乗じて得た額を使用料に加算した額です。

　　 入場料が500円以下(無料の場合を含む)の場合　100分の50

　　 入場料が500円を超え、2,000円以下の場合　100分の100

　　 入場料が2,000円を超える場合　100分の150

1. 冷暖房を使用する場合は、使用料の額(前1～3の規定が適用される場合は、当該規定を適用して算出した使用料の額)に100分の50を乗じて得た額が必要です。
2. 利用者が入場料を徴収しないで営業その他これに類する目的をもって利用する場合の使用料は、使用料に100分の50を乗じて得た額を使用料に加算した額とします。
3. 算出した使用料等の額(減額を受けている場合は、減額後の額)に10円未満の端数がある場合は、切り捨てになります。

一般住民以外利用(企業など)の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用場所名 | 使用料 | 冷暖房使用料 |
| 集会室A | ２,４００円　 | １,２００円　 |
| 集会室B | ９００円　　　 | ４５０円　　　 |
| 和室 | ９００円　　　 | ４５０円　　　 |
| 調理室 | ９００円　　　 | ４５０円　　　 |
| 体育館 | ３,９００円　　　 | 　　　　　―　　　　　 |

【注意】

1. 使用料等は、1時間当たりの単価とする。
2. 利用時間は、1時間(1時間未満は1時間)以上とし、1時間を超える場合の単位は、30分(30分未満は30分)とする。
3. 利用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。入場料等の額に階段がある時は、最高の額を入場料等の額とする。)を徴収する場合の使用料は、使用料に次の割合を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。

入場料が500円以下(無料の場合を含む)　100分の50

入場料が500円を超え、2,000円以下の場合　100分の100

入場料が2,000円を超える場合　100分の150

1. 利用者が入場料を徴収しないで営業その他これに類する目的をもって利用する場合の使用料は、使用料に100分の50を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。
2. 冷暖房設備の使用料は、使用料の額(前1～3の規定が適用される場合は、当該規定を適用して算出した額)に100分の50を乗じて得た額とする。
3. 算出した使用料等の額(減額を受けている場合は、減額後の額)に10円未満の端数があった場合は、切り捨てるものとする。
4. 本表に定める利用時間を超過して利用した場合は、所定の使用料に超過時間1時間につき、所定の使用料の時間割計算による額の100分の120を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を使用料に加算する。この場合、超過時間が１時間に満たない端数のある場合でも１時間として計算する。